

○蓮舫君 民主党の蓮舫です。

この安保法案に反対をしてデモをしている大学生を利己主義と批判をした武藤貴也代議士が自民党を離党されました。なぜでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これは、党に多大な迷惑を掛けたと、本人の意思で離党届が出されたものと承知をしております。

○蓮舫君 なぜ離党するか、理由は問いましたか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 幹事長に報告があったと承知をしておりますが、本人が、さきのインターネットにおける発言、そしてまた今回、

未公開株における疑惑について、党に対して迷惑を掛けたことをもって離党すると、そういう説明があったというふうに聞いております。

○蓮舫君 週刊誌報道は事実か確認をされましたか。

○委員長（鴻池祥肇君） もう一度お願いします。

○蓮舫君 週刊誌の報道の内容は事実か確認をされましたか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 党の方から本人に対しまして、しっかりと説明責任を果たすようにということをごいました。

○蓮舫君 事実か確認をされましたか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 私は、政府の総理としての立場としては、事実を確認する立場にはないと、このように思っております。

○蓮舫君 自民党総裁の立場として確認はしましたか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 我々自民党においては、総裁が総理になった際には、言わば政府の長としての責任を全うすることに全力を尽くす、党においては幹事長がその任に当たる。

私はかつて、小泉政権時代、幹事長でございましたが、党で起こった様々なことについては全て私が責任を持っておりました。今回も、谷垣幹事長が責任を持って対応しているということでございます。

○蓮舫君 幹事長に責任があつて、総裁には責任がないということですね。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これは、責任の所在ということであれば、最終的には総裁たる私であります。しかし事に当たって、事に当たってどう対処するかについては、これは幹事長が対応するというところでございます。

○蓮舫君 未公開株で、国会議員枠というのは一般的にあるのでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） そもそも私は、それについて全く存じ上げておりません。

○蓮舫君 消費者庁担当大臣にお伺いします。

消費者トラブルとして、そのもうけ話、大丈夫ですか、詐欺的投資勧誘に注意と、政府広報オンラインで特集をしています。（資料提示）

何のトラブルが多発されているのでしょうか。

○国務大臣（山口俊一君） お答えいたします。

ただいま御指摘いただきました政府広報であります。これは平成二十五年、おとしでありましたが、五月に、実は関係省庁でいわゆる新しい詐欺的な投資の勧誘、これによる問題が多発をしておるということで、政府広報オンラインに掲載をいたしました。その中で、未公開株をめぐるトラブルが多発をしておりますというふうなことで、未公開株の購入を勧められ、未公開株を購入したところ、株券が届かない等のトラブルが多数発生をしておる、あるいは、未公開株をめぐるトラブルや被害について、一時減少傾向にありましたが、再び被害が増えてきておる、あるいは、未公開株詐欺の勧誘の手法が巧妙になってきておるというふうなこと等を掲載をさせていただきました。

○蓮舫君 まさに、消費者庁も、あるいは政府広報のホームページでも、金融庁のホームページでも、警察庁でも、政府を挙げての注意喚起は未公開株の詐欺。これ、金融庁のところでは、発行会社との強いコネにより入手、値上がり確実、あなただけに特別に譲渡しますなどと称して未公開株の購入を勧められ、と。

国会議員枠と未公開株の購入を持ちかけ、株は購入せず金を返還しないと報じられた武藤貴也議員。これ、大臣、この注意喚起の事例に当てはま

りますか。

○国務大臣（山口俊一君） 私も週刊誌しか存じ上げておりませんので、その点についてはコメントを申し上げるようなものは持ち合わせておりません。

○蓮舫君 実に、学生を利己的と批判した武藤議員の方が利己的だったと改めて思うんですが、偽のもうけ勧誘は詐欺、インサイダー取引だと金商法取引違反、自身の貸付金未記載は国会議員資産公開法違反の疑い。

自民党は、議員が法律違反の疑いがあるなら、離党届を迅速に処理するのではなくて、自身の意見を促して、党として調査をして、そして処分をするのが、これが筋ではないですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 武藤議員は個人の判断として離党届を提出をし、党として既に受理したとの報告を受けております。

国会議員は、自らの行動に責任を持つべきであり、国民の信頼を損なうことのないよう常に襟を正さなければなりません。自身の行動に関しては政治家本人がしっかりと説明責任を果たすべきである、このように考えております。

○蓮舫君 提案します。今からでも、離党届を一時的預かる形にして、法律違反の疑いのある御党の議員だった人にちゃんと調査をして、そして、これが問題がないのか、あった場合には議員辞職勸

告を自民党総裁として、内閣総理大臣として私はすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） まず、私は行政府の長ですから、それが立法院の議員に対して議員を辞めろというのは、これは三権分立の関係から適切ではないと、こう思うわけであります。

一方、党としてこの案件についてのどのような判断をするかということは、私は党に任せている、一議員の行動についてはまさに党に任せているわけでありまして、党として現在のところの判断としては、本人が離党届を提出し、それを受理したと、こういうことでございます。

○蓮舫君 ならば、幹事長に指示しますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 本人から事情等を聴取したのは、これは幹事長であり党でございますので、そうした対応については党に任せているところでございます。

○蓮舫君 つまり、党から切り離して終わりという形なんですね。

もう一人、国会議員として憲法尊重擁護義務があり、首相補佐官として総理の側近としてお支えになっている礒崎補佐官、法的安定性は関係ないと、解釈が変わっても問題がないと、政府の姿勢を真つ向から否定した問題で、この委員会が相当大きな支障が出ました。辞任せよと改めて総理から礒崎首相補佐官には言われませんか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 礒崎補佐官の発言については、これまで繰り返し申し上げてきているとおりでございますが、先日、礒崎補佐官自身が国会において説明をし、おわびをしたところであり、私自身も礒崎補佐官に対し、誤解をされるような発言は慎むべきであるとの注意をしているところでございます。

礒崎補佐官は、法的安定性は関係ないという部分の発言は取り消すとともに、今後補佐官としての職務に精励する旨、説明をしているわけでありまして、引き続き職務に当たってもらいたいと考えているところでございます。

今回の平和安全法制は、自衛のための必要最小限度の武力の行使しか認められていないとの従来の政府見解における憲法第九条の解釈の基本的な論理は全く変わっておらず、合憲性と法的安定性は確保されており、このことは礒崎補佐官も十分承知をしていると、このように思います。

○蓮舫君 礒崎補佐官は、自民党が野党の時代に大変激しく民主党の閣僚らを批判する質問をされていきました。平成二十三年七月、これは菅総理でしたが、組閣人事が不適当なので引責を迫り、総理が任命者として責任を感じると答弁をされると、責任は感じるだけじゃなくて取ってほしいと思えます。

今回、礒崎補佐官は、職務に専念することで責

任を果たしていくと答弁しておりますが、自らが時の総理に言われたように、責任は果たすではなくて取ってもらうように総理から進言するべきではないでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ただいま申し上げますように、この委員会において磯崎補佐官は既に自分の発言について説明をし、そして本人も不適切だと考えた部分については取り消したわけでございます。今後、法的安定性に対するこの考え方は、基本的に我々が示している、政府として示しているとおりであります。磯崎補佐官もこのことは承知をした上において、職務を果たしてもらったことについて責任を果たしていただいたい、このように思います。

○蓮舫君 よく分かりました、面倒や問題になりそうな議員は中身を確認せず離党させ、自分の仲間のお友達は守るという姿勢が。私は、これは矛盾していると思います。

では、安保法制について伺います。ここからは中谷大臣、お願いいたします。

今回の安保法制は、過去の政府答弁を百八十度ひっくり返して、限定的なら集団的自衛権は使える、ホルムズ海峡で武力行使をしても自国防衛のためだから憲法違反にならない、政府の強弁に対して、この存立危機事態に関しては相当なやり取りがありました。

ただ、今回は十本もの法律を一本に束ねて出しておりますから、まだまだほとんど議論をされていない法案が衆議院で強行採決して参議院に送られました。その中の一つが自衛隊改正法です。自衛隊改正法九十五条、もう一つ新たな項目を作りますが、これは何のために新設するのでしょうか。

○国務大臣（中谷元君） これは、自衛隊と米軍等の部隊が連携をして我が国の防衛に資する活動に現に従事している際に、米軍等に対して武力攻撃に至らない侵害が発生した場合に、緊密に連携して対応することが我が国の安全にとって重要であります。その際に米軍等の部隊等に対して武器防護を可能とする内容でございます。

○蓮舫君 これまで自衛隊は、隊が保有している武器とか弾薬とかあるいは航空機とか、それが狙われる、襲撃される、奪取されることがないように自らの武器を使って守ることができていました。武器とかは日本の防衛力である重要な物的手段だから、それが奪われたら我が国のやはり危機になりますから、それは当然の規定だと私は思っています。

ただ、今回、この改正案が成立すると、自衛隊は自分の武器のみならず米軍の武器も守ることができるようになる。米軍の武器だけでしょうか。○国務大臣（中谷元君） 米軍等といたしております。我が国の防衛に資する活動をしている国

の軍隊の武器でございます。

○蓮舫君 昨年七月一日の閣議決定では、自衛隊が守る新たな武器は、米軍となっていました。それが法案では、その他の外国の軍隊の武器も守ると広まっているんですね。米軍その他の国の軍隊の武器も、我が国防衛に資すると防衛大臣が判断すれば、自衛隊が他国の軍の武器を守れる。

これ、法案では、我が国の領海内とか、地域は限定されていますか。

○国務大臣（中谷元君） これは、限定はされておりません。

○蓮舫君 法案にある我が国の防衛に資する活動、現に戦闘行為が行われていない現場であれば、大臣が必要と判断すれば地球じゅうどこでも他国の軍隊の武器を守ることができるようになるんですね。

○国務大臣（中谷元君） これを追加した理由といたしましては、我が国をめぐる安全保障環境が厳しくなっております。もはやどの国も一国だけで自国の平和と安全を守れないと。やはり平素から他国と協力をして安全保障を維持するという必要がございます。そういう意味で、米軍に限定しただけではなくて、他国においても我が国の防衛に資するという活動をしている場合においては武器の防護が可能とすることでございます。

○蓮舫君 自衛官が警護、守る外国軍の武器とは何ですか。

○国務大臣（中谷元君） これは、現在、九十五条の一におきまして自衛隊の武器防護を定めておりますけれども、これと同様の内容でございます。

○蓮舫君 つまり、この法案では、我が国の防衛に資すると防衛大臣が判断をすれば、自衛隊、自衛官です、法案の主語は自衛官です、自衛官は世界のどこでも、陸海空どこでも外国軍の武器を我が国の防衛のために守ることができません。

武器とは化学兵器とかミサイルも入りますか。

○国務大臣（中谷元君） 九十五条における武器等と同様でありまして、武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信、また無線設備、液体燃料をいうものがございます。

○蓮舫君 今、航空機と言われました。ステルス戦闘機とか、全ての戦闘機も自衛官が守れるんですね。

○国務大臣（中谷元君） 武器等といたしております、それも可能ということでございます。

○蓮舫君 船舶もありました。米軍の空母あるいは原子力空母、これも自衛官が守れるんですね。

○国務大臣（中谷元君） この九十五条二の警護をできるということは、対象といたしまして、我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等に限られますので、そういう範

囲の中で認定をするかどうか判断するわけでございます。

○蓮舫君 法案で、自衛官が防護、守る武器等は、米軍の空母から戦闘機あるいはミサイル、全てを守ることができる法案なんです。

さらに、こうした武器を警護する、防護するために自衛官が武器を使えると規定しています。使える武器とは何ですか。

○国務大臣（中谷元君） それは自衛隊が保有する武器等で警護、防護ができるということですが、しかし、いろんな制約を付けておりまして、現に戦闘が行われている現場では実施をいたしませんし、また、それをもって武力行使につながるというようなことにならないように、その場合にそれを中止するというような規定がございます。あくまでも平時におきまして武力行使にならない範囲で警護を実施することでございます。

○蓮舫君 大臣、この条文に、武力行使が起きたときに中止を規定すると言いました。規定されていますか。

○国務大臣（中谷元君） 規定はございませんが、この行動は武力行使にならない範囲というようなことで、それ以上のことはできないということでございます。

○蓮舫君 米軍艦船と自衛隊イージス艦が共同行

動をしている場合に部隊同士で防護する、その際の武器使用は、自衛官はミサイル迎撃を含めると政府委員が答弁していますけれども、そのとおりですか。

○国務大臣（中谷元君） これは七月八日の委員会でのやり取りでございまして、ミサイルの使用というものは当然考えられるということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、武力行使にならない範囲での警護でございますので、こういった行動が戦闘行為になるならできませんが、それに認められないような、それ以前の段階になりましたら、例えば不審船、現に以前、不審船からミサイルが撃たれました、海上保安庁と対戦する状況になりましたが、そのようなグレーゾーンですね、戦闘行為に至らない場合におきましてミサイルが発射された場合におきましては、警護することもあり得るということはございます。

○蓮舫君 今大臣が答弁した、武力行為にならない範囲の警護ですと、これを聞くと、ああ、何となく大丈夫なんだなと思いますけれども、実はこの法案はほとんど縛りがありません。空母や米軍艦船を守る自衛官は、仮に守っている艦船を狙って発射された対艦ミサイル、それが飛来してきたら迎撃することができますか。

○国務大臣（中谷元君） それが戦闘行為の一環でありましたら、それはできません、いたしませ

ん。

ただし、不測の事態等に依じて確認できないような場合におきまして、我が国の自衛隊に対してもそのようなケースがございますが、それと同様に米国等の船舶等にミサイル等がやられた場合、それが戦闘行為でないと判断した場合は防護ができるということでございます。

○蓮舫君 済みません、戦闘行為じゃないミサイルはどうやって飛んでくるんですか。

○国務大臣（中谷元君） 警護対象である米国等の部隊の武器に対するミサイルによる侵害行為が、戦闘行為、すなわち国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為に当たらない場合には、例えばテロリストがミサイルを使用してくるような場合であれば、本条により対処することは排除されないと考えられます。

なお、国際的な武力紛争が発生しておらずに、周囲にその兆候も認められない状況におきまして、自衛隊が米軍等の部隊とともに活動している現場で突発的に戦闘行為が発生するということは想定されないわけでございます。先ほど申し上げましたように、テロリストとか不審船、こういったものがミサイルを使用してくる場合であれば、本条により対処することは排除されないと考えております。

○蓮舫君 米軍の空母を自衛官が警護をしている

ときに近傍で武力衝突が発生しました。そこから突発的に米軍艦船に着弾、米軍が防護、応戦、それを契機に武力衝突が始まり、自衛隊が防護している米軍の武器そのものが戦闘行為で使用される可能性は全く想定されないんですか。

○国務大臣（中谷元君） これはあくまでも武力紛争が発生していないような状況でございますし、防衛大臣は、戦闘行為が行われるおそれを含む周囲の情勢又は米軍等の部隊の能力等を踏まえまして警護を行う必要について慎重に判断をすることになるわけでございますので、その場の現場、状況において判断をするわけでございます。

○蓮舫君 確認します。
現場で、これが戦闘行為のミサイルかそうじゃないミサイルか、迎撃していいかよくないか、判断するのは防衛大臣ですか。

○国務大臣（中谷元君） それはいろんな情勢に応じて御判断するわけですが、戦闘行為とか武力攻撃とか判断するのは、これは政府でございます。

その場合は、やはり組織的、計画的な武力攻撃であるかどうかということで、これは武力行使につながるということで禁じておりますが、しかし、現場において偶発的、また不審船等テロリストによつてそういった事態が行われるわけでありまして、これが国、若しくは国に準じる組織でない場

合は、これは武力行使にはならないわけでございますので、そういう場合は私は可能であると。そして、判断するのは、やはり現場の艦長なり指揮官等が判断をするということでございます。

○蓮舫君 大臣、話聞いてくれますか。自衛隊法の八十九条の二項はこの条文で準用されますか。

○国務大臣（中谷元君） そもそも、この規定というのは、武力行使にならないということと、現に戦闘行為が行われている現場において……

○蓮舫君 違う、違う、八十九条の二項。

○国務大臣（中谷元君） 警護にならないということでございます。（発言する者あり）はい。もう一度ちょっと確認させていただきます。（発言する者あり）

○委員長（鴻池祥肇君） 速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（鴻池祥肇君） 速記を起こしてください。

○国務大臣（中谷元君） 条文を確認させていただきますました。

八十九条二というのは治安出動時の権限ということで、この前項が警察官職務執行法ということ、それを準用する警察官執行法の規定により自衛官が武器を使用する場合は刑法によらなければならぬ、つまり正当防衛等ということでございますが、これは治安出動時の権限でございます。

それは当たらないというところでございます。

○蓮舫君 大臣、答弁が全く違います。この九十五条に新たに設ける項目は、この八十九条の二項が準用されますかと聞いています。

○国務大臣（中谷元君） 準用されません。

○蓮舫君 そうすると、現場でミサイルが飛んできたときには、司令官の判断は仰ぎません、大臣が判断をしません、自衛官が判断するんですね。

（発言する者あり）

○委員長（鴻池祥肇君） 速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（鴻池祥肇君） 速記を起こしてください。

○国務大臣（中谷元君） これ、九十五条の一は自衛隊の武器防護でございまして、それと同じでございまして、九十五条二におきましても自衛隊の部隊として判断をするということでございます。

○蓮舫君 九十五条の二、一項も二項も主語は自衛官です。八十九条の二が準用されるんですか。

○国務大臣（中谷元君） 条文上はそうですが、部隊として判断をする、つまり、これはどういうことかといえますと、こういった警護任務を与える場合は防衛大臣が命令をするわけでございます。したがって、防衛大臣の権限、命令の下に武器防護を行うわけでございまして、これは自衛隊の部隊としての運用ということでございます。

○蓮舫君 自衛隊の自衛官に下令をするのは確かに防衛大臣ですが、現場でこの飛んできたミサイルを迎撃するかどうか、守っている武器を守るために自分の武器を使うかどうかの判断は自衛官ではないですか。

○国務大臣（中谷元君） 自衛隊法九十五条は、武器等を防護するために武器を使用し得る権限を武器等の警護に当たる個々の自衛官に与えておりますが、複数の自衛官が警護する場合もありまして、このような場合において、警護任務を与えられた自衛官が、その上官の命令の下に集団的に九十五条に言う防護を行うことも想定されており

ます。

このような対応は、組織行動を本旨とする自衛隊の特性上十分に考えられるところでございまして、同条もこのことを否定するものとは解し難いわけでございます。現に、航空機におきましても、領空警備に当たっているわけでございますけれども、それぞれ武器の使用等におきましてはやはり組織的に行動しているというようなことでございますので、当然、部隊といたしましてその上官の命令の下に対応するというところでございまして、現実には、ROEと申しますけれども、部隊行動基準、武器使用、こういうルールを決めた中で対応するというところでございます。

○蓮舫君 大臣、立法院ですから、法案の審議さ

せてください。条文に書いてありますか。

じゃ、確認します。PKOや邦人保護はこの八十九条の二項が準用されますか。

○国務大臣（中谷元君） PKOは、法律によりまして、武器使用におきましては部隊としての行動をするというふうな規定をいたしております。

○蓮舫君 じゃ、なぜこの九十五条には抜けたんですか。

○国務大臣（中谷元君） PKOはPKO法に規定をされておりまして、九十五条におきましては、二におきましても、やはり先ほどは、お話をいたしましたとおおり、上官の命令の下に組織的に、九十五条と同様でございます。九十五条に言う防護を行うことも想定をされているということで、組織行動を本旨とする自衛隊の特性上、こういった活動におきまして対応をしていくということでございます。

○蓮舫君 確認します。九十五条の一にも準用すると書いてありますか、法文に。いや、総理じゃない、大臣に。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） この九十五条は、九十五条の二と同じであります、我が国の自衛官を、自衛官を自衛隊員が守る場合とこれは同じであります。そして、この武器の使用については、任務遂行のための武器の使用でありますから、当然、これは任務として遂行するわけでありませ

ら、指揮官が命令する。

一方、PKO等の場合は、これは自己保存のための武器の使用でありますから、しかし、自己保存のための武器の使用ではありませんが、その上において指揮官の命令に従うということをあえて書いたということございまして、自己保存のためと、そして任務遂行のための武器の使用の違いがあるということでございます。

○蓮舫君 総理、条文に全く書かれていない答弁をするの、やめてください。条文の話をしていません。

中谷大臣、私がなぜこれにこだわっているかといったら、これは、自国の武器と同様にと総理も言いますけれども、自国の武器同様に地球上どこでも、米軍、それ以外の外国の軍隊のあらゆる例外規定のない武器を自衛官が守れることになっている。そのときに、米軍の空母を警護するとなると、潜水艦からの魚雷とか戦略ミサイルも、これ撃ち返すことができるんですよ。

つまり、この法案が通ったら、我が国を守るという名目で地球上どこでも外国の軍隊の武器を守る自衛官、ミサイル迎撃、火器使用が可能、相手から見たらそれはまさに外形的に集団的自衛権の行使に映りませんか。

○国務大臣（中谷元君） 無限定ではございません。この武器使用というのは、我が国の防衛に資

する活動に現に従事している米軍等の武器等を武力攻撃に至らない侵害から防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行動でございます。

それから、権限につきましては、確かに九十五条は武器等を防護するために武器を使用し得る権限を武器等の警護に当たる個々の自衛官に与えておりますが、これは自衛官でございますので、これは部隊の一員でございます。やはり指揮系統に基づく存在でございます。こういった場合におきましては上官の命令の下に統制をされておりますし、射撃におきましてもROE等で規則に縛られるということでございます。

○蓮舫君 今、中谷大臣が答弁した項目は、条文には一文字も書いてありません。私は法案の不備だと思っております。

自衛隊法改正案、これ、米軍等に武力攻撃に至らない侵害が発生し、日本に武器等防護の要請をされるのが前提です。では、武力攻撃が発生していない重要影響事態でも、武力攻撃がないので、外国軍隊の武器を自衛官は守れますか。

○国務大臣（中谷元君） 重要影響事態におきましても可能となっておりますが、戦闘行為等が発生した場合にはそれは行わないということになります。

○蓮舫君 重要影響事態でも自衛隊は外国の軍の

武器を防護できる。現在の周辺事態法が重要影響事態法案になりました。地域の限定が取れました。これによって、現行より活動範囲が広がりました。広がった現場が武力行使と一体化にならないために、重要影響事態法案では自衛隊の活動する後方支援活動の現場を厳しく定めています。

重要影響事態法案六条三、四、五項の説明を簡単にお願いします。

○国務大臣（中谷元君） 重要影響事態法におきまして、第六条三項におきまして、防衛大臣は、自衛隊の部隊等が実際に円滑かつ安全に後方支援活動を実施することができるように実施区域を指定する旨、規定をいたしております。この規定を受けまして、今現在戦闘行為が行われていないというだけでなく、自衛隊が現実に行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を指定するわけでございます。

第六条四項は、三項の要件、すなわち部隊等が円滑かつ安全に活動を実施することが困難となった場合に、防衛大臣は活動の中断を命じる規定をいたしております。

そして、六条の第五項は、これは第三項に基づく実施区域の指定、すなわち自衛隊が現実に行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる地域を指定したにもかかわらず、万が一、部隊等が活動を実施している場所又はその近傍に

において戦闘行為が行われることが予測される場合には、部隊等の長は、活動の実施を一時休止するなどして危険を回避することを規定をいたしておりまして、これらの規定によりまして、後方支援が他国による武力の行使と一体化しないというようなことを確保しているわけでございます。

○蓮舫君 ありがとうございます。

実際に戦闘行為が行われている現場では後方支援はしないという法案なんですけど、自衛隊の活動が円滑、安全に実施できなかつた場合には活動区域を変更する、活動自体を中断する、あるいは、現場の責任者は、活動実施場所や近傍で実際に戦闘行為が行った場合、予測された事態には避難をする、一時中止、危険回避の条文が設けられています。

これ、戦闘行為がない前提の場所ですけれども、やっぱり危険な地域になり得るからこういう条文を設けたんでしょうか。

○国務大臣（中谷元君） あくまでも一体化というものを憲法上しないという規定でございまして、また、円滑かつ安全にというのは、安全にという規定で設けたわけでございます。

○蓮舫君 この重要影響事態なんですけど、現に戦闘行為が発生していない現場なので、自衛官は自衛隊法改正によって他国軍隊の武器をこの事態のときには防護ができます。

自衛隊法改正案では、重要影響事態に規定しているこうした実施区域指定、変更、中断、現場で、近傍で戦闘が起きた、起きるときの一時的危険回避の条文はありますか。

○国務大臣（中谷元君） まず、武力攻撃が発生していないときの対応につきましては、まず防衛大臣が、戦闘行為が行われるおそれを含む周囲の情勢、また米軍等の部隊の能力等を踏まえて、警護を行う必要性につきましては慎重に判断をするということになるわけでございます。

また、重要影響事態において、自衛隊が補給、輸送の後方支援活動とともに米軍等の武器等を警護している場合においても、後方支援活動を行っている場所が現に戦闘行為が行われている現場となる場合には、先ほど申し上げましたけれども、後方支援活動を一時休止するなどの判断に合わせて警護も中止をするということ、武力の行使に当たらないようにしているわけでございます。

○蓮舫君 自衛隊法改正案の中にこうした危険回避措置が条文でありますかと聞きました。

○国務大臣（中谷元君） 条文にはございませんが、このような重要影響事態に際して重要影響事態法の中に規定をしているということでございます。

○蓮舫君 重要影響事態で行く人々には、危険回避措置が条文である。自衛隊法改正案では、危

険回避措置がない。なぜですか。

○国務大臣（中谷元君） 自衛隊法というのは、まさに我が国の武力攻撃が発生したような場合における自衛隊の活動でございまして、これはまさに我が国を防衛するために、自衛隊におきましては、本来任務であります我が国を防衛する上において、身の危険を顧みず、国民の負託に応えるために最善の目標を達成するための行動をするということでございます。

この重要影響事態におきましては我が国の安全に重要な影響を与える事態で他国の後方支援ということでございます。この場合におきましては、一時休止とか危険回避、こういうことを法律上明記をしたということでございます。

○蓮舫君 まさに、自分の危険を顧みない行動を取って我が国を守ってくださいと語る自衛官、自衛隊を私は尊敬をしています。それはもう大変すばらしい行動だと思っています。

ただ、今おっしゃったのは、重要影響事態法案の危機回避条文です。自衛隊法第九十五条の改正案には、何でこの危機回避条文がないんですか。

○国務大臣（中谷元君） 九十五条は平時の規定でございます。重要影響事態というのは我が国の影響を及ぼす事態ということで、その状況が違っているということでございます。

○蓮舫君 平時だけに限られていますか。

○国務大臣（中谷元君） 重要影響事態法に基づく対応はしますが、それは重要影響事態に該当する範囲でございます。九十五条等につきましては、平時とこういった重要影響事態、これは含むわけでございますが、しかし武力行使にならないという範囲の中の行動でございます。

○蓮舫君 武力行使にならない範囲の活動現場というのは、法案でどこで担保されていますか。

○国務大臣（中谷元君） 現に戦闘が行われている現場でない活動に限定しているということでございます。まして、武力行使にならないという範囲でございます。

○蓮舫君 大臣が下令をしたときには現に戦闘現場ではなかった、ところが、自衛官が活動をして米軍の武器を守っているときに突発的にミサイルが飛んできて、それを迎撃する、あるいは米軍が攻撃をする。武力行使が始まるリスクが全くないというのはどこで担保されていますか。

○国務大臣（中谷元君） まず法律的には、先ほど、六条の三、四、五ということで……（発言する者あり）重要影響事態の場合、判断をいたしません。

そして、武力紛争、それが発生していないかどうかということにつきましては、やはり周囲のその兆候を、そういったことをしっかり見極めをするということ、現に活動を行う場合におきま

しては、その兆候が認められない状況で自衛隊が米国等の部隊とともに活動をしている現場でありますので、先ほども申し上げましたが、突発的に戦闘行為、これが発生することは想定をされませんし、また、警護の実施の可否に判断するに当たりましては、これは法律で規定されておりますが、現に戦闘行為が行われている現場において武器を警護することがないように、これは客観的、合理的に行うということで、万が一、状況の変化によって戦闘行為が発生するおそれがあると認められた場合におきましては大臣が警護の中止を命じるというようなことございますので、武力行使に当たるといようなことがないという状況において実施をするということでございます。

○蓮舫君 先ほど総理が答弁の中で、安全保障環境は日々変わっていると仰いました。なのに、大臣はどうして自分が下令をするときに、ここは武力攻撃、戦闘行為が行われない地域だと指定をしたら、自衛官が活動している期間を通じて突発的にそれが武力行使の場所、戦闘攻撃の場所にならないと言い切れるんですか。

○国務大臣（中谷元君） それは、現場と常に、組織でありますので、情報の伝達、交換をしながら判断をするわけでございますが、あくまでもやはり現場の状況は現場の指揮官、これが責任を持って行動を統制をいたしておりますので、戦闘行

為が行われていないかどうか、また行われるようになるかどうか、これしっかり情報収集をし、また他国の部隊と連携をいたしておりますので、他国軍からのそういった情報、また活動内容等も調整をしながら行っていくことでありまして、そういったことにならないように、常に現場の指揮官が判断をして行うということでございます。

○蓮舫君 今言われたことも全部条文には担保されていません。書いていないんです。書いていないんです。運用の話の審議をしているわけではないんです。日本が襲われるかもしれない、また武力行使は発生しないけれども、襲われるかもしれないから重要影響事態法案で自衛官はそこに行く、でも、そのときに危ない目に遭わないように実施区域をつくって、何かあったときに危険回避条文を入れているのに、自衛隊法改正九十五条の二、地球上どこでも、米軍等の武器、何でも守れる自衛官は、何かあったときにリスクを回避する条文が何でないんですかと先ほど伺っているんです。

○国務大臣（中谷元君） これは、平素のときの規定でありますので、（発言する者あり）九十五条でしょう。ただし、重要影響事態、重要影響事態におきましては、先ほど御説明があったような三項目において、戦闘に至らないように、また一時休止できる、重要影響事態においてはそういう

規定を設けたわけでございます。

○蓮舫君 大臣、先ほど自分の答弁修正したじゃないですか。平時ではないと修正したのに、何でもか、平時だと言うんですか。

○国務大臣（中谷元君） 九十五条でございますが、その中でも重要影響事態に対してあり得るというところで、重要影響事態におきましてはこのような戦闘に及ぶことがないように規定をしたということでございます。

○蓮舫君 重要影響事態というのは、そのまま放置したら我が国の安全、我が国の平和が覆される事態ですよ。これ、平時ですか。

○国務大臣（中谷元君） それは一例でございます。規定といたしましては、我が国の平和、安全に重要な影響を与える事態ということで、それはそれぞれの状況等を勘案をしまして総合的に判断をしてその支援を行うということで、それは、先ほど蓮舫委員が言われたのは、一つの分かりやすい一例として条文に書かれているわけでございますので、それが全てではないということでございます。

○蓮舫君 一例以外に何があるんですか。

○国務大臣（中谷元君） これは、周辺事態を審議するときによく議論をされましたが、大森六事例ということ、（発言する者あり）六事例でございます。六つの事例を挙げておりますが、これ

は包括的な全部の事例ではなくて事例の一例であります。この規定といたしましては、法文に書かれていますように、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態ということでございます。（発言する者あり）

○委員長（鴻池祥肇君） 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長（鴻池祥肇君） 速記を起こして。

○蓮舫君 防衛大臣が武器原則の五原則とか野呂田六とか、あるいは大森四原則とか、混同しているから整理した方がいいんじゃないですかと御注進申し上げて理事が立ったのに、総理は、そんなことどうでもいいじゃん。ちょっと説明して。それはいいじゃん、どういふことでしょうか。（発言する者あり）

○委員長（鴻池祥肇君） ちょっと待ってください。

安倍総理大臣から御説明をいたします。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 私はどうでもいいなどと言ったわけではなくて、私から先ほど、それは大森六原則ではなくて野呂田六原則です。と、こう言ったわけでありまして、それを間違えただけで、言わばそれは本質とは関わりがないことであつてということと申し上げたわけでありまして、どうでもいいということは決して申し上げていないわけでありまして、それをはつきりと

申し上げておきたいと思えます。

○委員長（鴻池祥肇君） 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長（鴻池祥肇君） 速記を起こしてください。

委員長から申し上げます。

総理に対しまして、この席から恐縮でありますけれども、自席での御発言は控えていただきたいと思いますが、今の件につきまして御発言ありましたらお願いをいたします。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 先ほど大臣から大森六原則と、こう答弁したわけでございまして、理事が出てこられましたので、私の方から、それは野呂田六事例だと、こういうふうに申し上げたわけございまして、それで、私が申し上げた、ここから申し上げたわけでありまして、これで、今大臣から、大臣からの答弁の本質ではないので、これで答弁を続けさせてもらいたいという意味で申し上げたわけでございますが、いずれにいたしましても、私の自席での発言は撤回させていただきます。（発言する者あり）

○委員長（鴻池祥肇君） 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長（鴻池祥肇君） 速記を起こしてください。

ただいまの総理の発言で、着席からの発言につ

いては撤回するというお話でありました。

なお一層、ひとつよろしくお願いをしたいと私からもお願いしておきます。

○国務大臣（中谷元君） 先ほどの発言を訂正させていただきます。

大森と申し上げましたが、これは野呂田防衛庁長官時の平成十一年四月二十六日に政府が示した六事例ということで、野呂田防衛庁長官の六事例ということになります。

○蓮舫君 総理もちよつと混同されているんだと思いますけれども、先ほど大森六原則と言いましたけれども、大森四要素です。これは武力行使と一体化しないために決めた基本原則で、野呂田六類型は重要影響事態法案の話です。（発言する者あり）

○内閣総理大臣（安倍晋三君） いや、私は、中谷さんが大森六原則と言ったので、私がそこで訂正するとき、野呂田六事案と、このように訂正を私からしたわけでありますが、それでもいいでしょうと言ったわけですが、でも、私が自席でそう発言したことについては撤回させていただきますか？

○蓮舫君 武力行使の一体化にならないように定めた基本原則の大森四要素、そして重要影響事態法案ですつかりと守らなければいけない野呂田六類型、これ、まあいいじゃんというレベルのもの

ではありません。自衛官は現場で、本当にリスク一な立場で我が国を守るために活動しているわけですから、総理も防衛大臣もそれを混同するということは、十本もの法律を一本に束ねてくるからじゃないですか。だから、自分の頭の中でも整理できていないんじゃないですか。

改めて、今の答弁を聞いていて思ったのは、今回の安保法案の一連は、切れ目がありません。今までの衆議院の審議、参議院の審議、例えばの四つの事例ですけれども、もつと挙げてくれといったら、もつと挙げられます。

新三要件をクリアすれば、他国の領土、領海、領空、武力行使が可能。策源地攻撃は可能。ISILに対する空爆等への後方支援は可能。クラスター弾、劣化ウラン弾を装備する戦闘機への給油は可能。法理上はあり得ると総理、大臣自らが答弁して、でも想定していない、考えていない。

立法府においては、今の総理、今の大臣の判断は聞いていません。法律でどうやって内閣と将来の内閣を縛るかの議論をさせていただきたいんですが、総理、策源地攻撃、敵の基地等への攻撃、これ法律上できますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これは、個別的自衛権でもそうですし、集団的自衛権においてもそうです。個別自衛権においても、座

して死を待つべきじゃないとの答弁がございませぬ。そしてまた、先ほどの九十五条についても、現行法においてもそれは書いていないわけがございませぬ。それは二号になっても、それは同じことであると、こういうこととさせていただきます。

○蓮舫君 いや、九十五条の一に書いていないというの、それは、非戦闘地域であり、我が国における武器の防護だからです。今回それを地球上どこまでも広げたから、歯止めを付けてくださいという議論をしていたんです。

そして、今私がお伺いしたのは、策源地攻撃は法律上可能ですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 九十五条の現行法においても、これは地理的概念はないわけがございませぬから、それは変わりが無いということ、申し上げておきたいと思えます。

そして、敵基地攻撃についての従来からの考え方は、法理上、つまり法的な理屈の上では、新三要件の下でもこれは変わりがないわけでありまして、ただし、我が国は敵基地攻撃を目的とした装備体系は保有しておらず、個別的自衛権の行使としても敵基地を攻撃することは想定をしていないわけでありまして、ましてや、集団的自衛権の行使として敵基地を攻撃することは、そもそも想定していません。

○蓮舫君 そもそも想定していないことを条文に

書き込んで担保をしましたか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これは、個別的自衛権においてもそれはそもそも書いていないわけでございます。そこに書いてありますような例えばかりで議論になった核弾頭のミサイルを運ぶかどうかということについても、これは現行法においても、それは禁止するものはないわけでございます。

それは、そもそも政策上取り得ないわけでございますので、法文上もそれを禁止することは書いていないわけがあります。

○蓮舫君 そもそも、これまでの法律ではできないとされていた集団的自衛権を認めるようにした。だからこそ、これまでの法律との整合性あるいは歯止めが何よりも求められるのに、条文に書いてないということを私は申し上げているんです。全部法律上はあり得ると総理が、中谷大臣が答弁をして、考えてないとしているんです。

これ、考えてない。何で法律に書かなかったんですか。

○国務大臣（中谷元君） これは、自衛隊法ができて以来、もう五十年以上の前に国会答弁で、座して死を待つこともないということ、あり得るという国会答弁があります。自衛隊法においても、そういった敵基地攻撃におきましては法の理屈の上では可能で、自衛の範囲に含まれるという

ことで可能ですが、ただし、我が国は敵基地攻撃を目的とした装備体系も保有しておらず、そのような装備体系を保有する具体的な計画もないということでございます。これは集団的自衛権を行うこととして、敵基地を攻撃するということはそもそも想定もしていませんし、あり得ないということでございます。

○蓮舫君 つまり、大臣が替われば、総理が替われば、考え方を換えれば、今の総理は特に憲法の解釈も変えていますから、装備を持つとしたら、この法律上は敵基地攻撃ができるようになったら。だから、法律というのは権力を縛るために真剣な審議を立法府でしなきゃいけないんですよ。

私は、改めて、総理、この安保法案、この七十年目のこの夏に、わざわざ国会で無理して集団的自衛権を私は優先する必要はないと思います。今最も求められるのは平和主義を守り抜くこと、それと、失敗したアベノミクスで苦勞をしている国民の生活に向き合うことが政治に求められているんじゃないですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） アベノミクスは失敗はしていないということをまず申し上げておきたいと思えます。大きな成果を上げております。実際は、賃金も上がっておりますし雇用状況も良くなっている。

その上で申し上げれば、策源地攻撃については、

個別的自衛権においても、これは、旧三要件に当てはまればこれは座して死を待つべきではないと、これは同じことでありまして、この新しい三要件の下においてもこれは同じことであるということ、は申し上げておきたいと思えますし、先ほど来議論をしております九十五条の一項と今度の二項につきましても、これは、今までの現行法とこれは同じ態様であるということは申し上げておきたいと思えます。

○蓮舫君 さつさとこの欠陥と違憲法案はなかったことにして、次の国会で現実的な安全保障の議論をさせていただきたいと改めて要望させていただきます。

終わります。委員長、ありがとうございました。